

第二種特定鳥獣管理計画
「第5次愛媛県イノシシ適正管理計画」

令和4年3月

愛 媛 県

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	1
5	管理の目標	2
	(1) 現状	2
	ア 生息環境	2
	イ 生息動向及び捕獲状況	4
	ウ 被害及び被害防除状況	10
	エ 狩猟者登録数	12
	(2) 管理の目標	13
	ア 管理区分	13
	イ 管理目標	13
	(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方	13
6	数の調整に関する事項	15
	(1) 個体数管理	15
	(2) 個体数管理の方法	17
7	生息地の保護及び整備に関する事項	18
8	その他管理のために必要な事項	18
	(1) 被害防除対策	18
	(2) モニタリング等の調査研究	18
	(3) 資源としての有効利用	19
	(4) 計画の推進体制	19

1 計画策定の目的及び背景

イノシシは、日本に古くから生息する野生動物で、生態系を構成する一要素として、また、貴重な狩猟資源として重要な役割を果たしている。

しかし、本県においては、これまであまり見られなかった島嶼部でもイノシシの捕獲実績が報告されるなど、近年、イノシシの生息地域が県内のほぼ全域に拡大し、中山間地域や島嶼部を中心に農林作物等への被害が深刻化しており、食害による直接的な被害はもとより、農業者等の生産意欲の減退にもつながっている。また、住宅街にも出没し、通学中の児童、生徒が襲われるなど、大きな社会問題となっている。イノシシ被害に対しては、防護柵の設置等による被害防除対策や加害獣を捕獲する有害鳥獣捕獲等が実施されてきたが、農林作物等の被害減少にまでは至っていない。

こうした状況の中、イノシシによる農林作物等被害を軽減して、人とイノシシとの共存を図るためには、イノシシの生息状況や農林作物等の被害状況等を把握し、専門家や関係者の幅広い協力を得ながら、効果的な捕獲、被害防除、集落環境の整備等の対策を総合的に講じることにより、計画的な保護管理を図る必要があることから、平成16年3月、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、イノシシの生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定める第1次の特定鳥獣保護管理計画の策定に至った。

その後、第2次計画（平成19年度～平成23年度）、第3次計画（平成24年度～平成28年度）、第4次計画（平成29年度～令和3年度）を策定し、農林作物等被害額を、増加が始まる以前の平成5年度のレベルに抑えることを管理の目標とし、狩猟の規制緩和等により捕獲圧を強化してイノシシの生息数の適正管理に努めてきたが、被害レベルは高水準のまま推移している。

このため、第5次計画を策定し、更なる捕獲圧の強化を推進し、イノシシの生息数の適正管理に努め、引き続きイノシシの長期にわたる安定的な存続とイノシシによる被害の軽減を図ることとする。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ：*Sus scrofa*

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

4 管理が行われるべき区域

愛媛県全域とする。

5 管理の目標

(1) 現状

ア 生息環境

(ア) 地勢

本県は、県を東西に横断する中央構造線を境として北側には瀬戸内海に面した平野が広がり、南側には四国山地や四国カルストが広がっており、全体的に山地の多い地形となっている。一方、瀬戸内海、宇和海には大小 200 余の島々が散在し、県東部から中部にかけての瀬戸内海沿岸は遠浅の砂浜海岸が続き、佐田岬半島から南の宇和海沿岸はリアス式海岸となっている。

(イ) 気候

本県の瀬戸内海沿岸地域は、年間降水量が 1,100～1,500mm と少なく、年平均気温 16℃前後と比較的温暖な瀬戸内気候となっている。一方、県南西部の宇和海沿岸地域や山間部の年間降水量は、1,600～2,000mm と比較的多い。

また、山間部では、冬季になるとかなり気温が下がり、比較的多量の積雪も見られる。

(ウ) 植生

県の総面積 5,676km²のうち林野面積は約 4,010km²で県土の約 71%を占めており、そのうち約 2,210km²がスギ、ヒノキを主体とした人工林となっている。

環境省自然環境保全基礎調査（植生メッシュ）によると、愛媛県における第3回（昭和 58～61 年度）～第5回（平成 6～10 年度）にかけて植生の変化は、市街地、耕作地植生等が増加し、コナラ林などの雑木林が含まれるヤブツバキクラス域代償植生が減少しており、里山が宅地化する様子がうかがえる。また、植林地の面積はほとんど変化していない。〔表—1〕

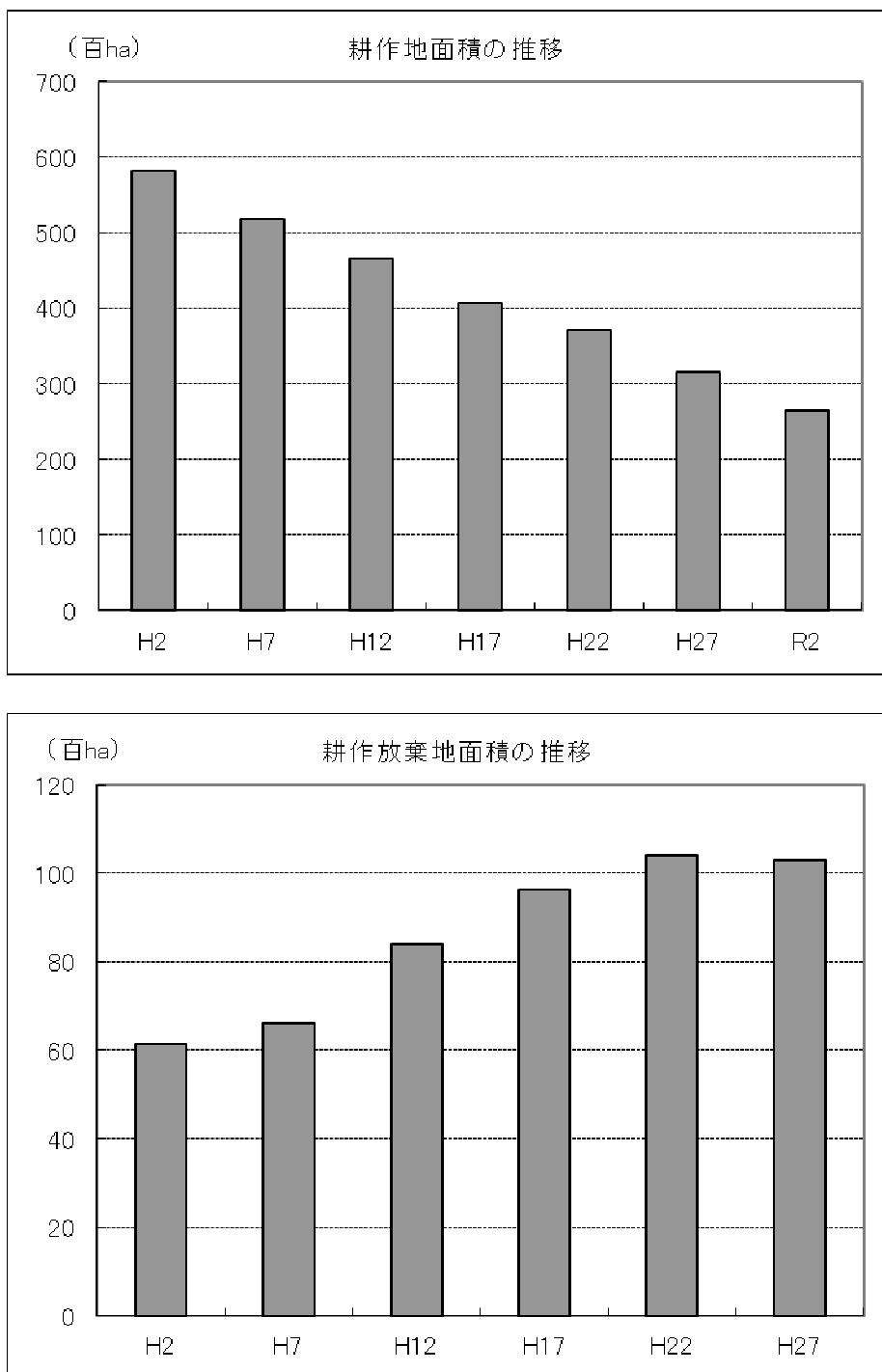
表—1 自然環境保全基礎調査における植生メッシュ（1km×1km）数の推移

植生区分	区分内容	植生例	第3回調査 昭和 58～61 年度	第4回調査 平成元～5 年度	第5回調査 平成 6～10 年度
X	その他	市街地 等	262	269	269
I	寒帯・高山帯自然植生		0	0	0
II	亜寒帯・亜高山帯自然植生		0	0	0
III	亜寒帯・高山帯代償植生	ササ群落	7	7	7
IV	ブナクラス域自然植生	スダケ・ブナ群団 等	43	43	43
V	ブナクラス域代償植生	ブナ・ミズナラ群落 等	144	144	143
VI	ヤブツバキクラス域自然植生	サキウラジロミ群落、 ウバカシ群落 等	108	108	108
VII	ヤブツバキクラス域代償植生	コナラ群落、オウツツジ・アカツツジ 群落 等	1,187	1,175	1,177
VIII	河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生	ヨシラス、ツルミ群落、 砂丘植生 等	5	5	5
IX	植林地・耕作地植生	スギ・ヒノキ植林、 畑地雑草群落 等	3,658	3,666	3,665
	うち植林地		2,516	2,517	2,517

(エ) 耕作地の利用状況

本県の耕作地面積は、令和2年が26,500haで、平成22年37,042haの約72%に減少している。一方、耕作放棄地面積は、平成27年が10,305haで平成22年10,416haの約99%で横ばいとなっている。[図-1] (耕作放棄地については、平成27年以降は面積の集計を行っていない)。

これらの要因としては、高齢化・過疎化による農業の担い手の減少、農作物の価格低迷等による収益性の悪化等が考えられ、耕作地の管理不足や放棄等による雑草の繁殖や未収穫作物等の放置等が、野生鳥獣を人里に呼び込む要因となっている。



資料:「農林業センサス」

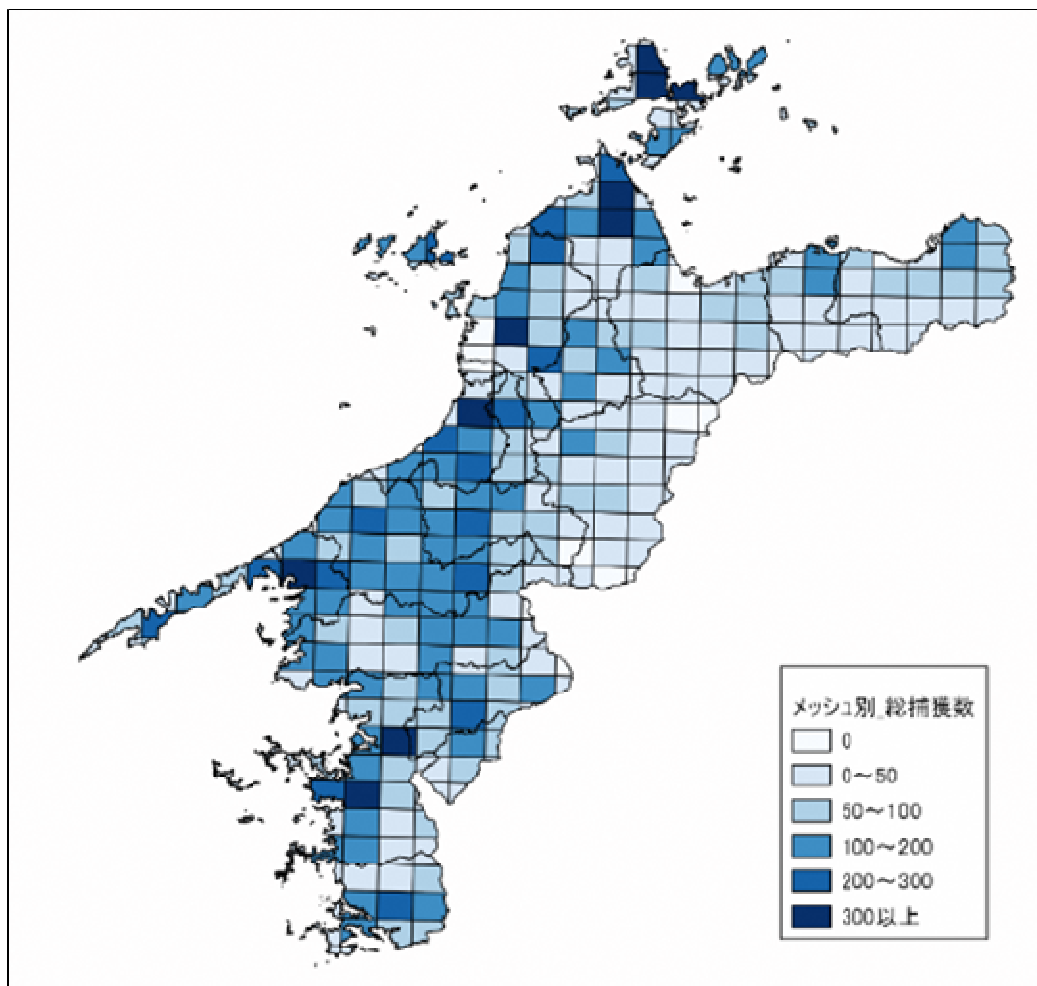
図-1 耕作地面積と耕作放棄地面積の推移 (県全体)

イ 生息動向及び捕獲状況

(ア) 生息の分布状況

令和元年度のイノシシ狩猟結果によると、県内のほぼすべての地域でイノシシの捕獲が確認されていることから、イノシシの生息地域は県内全域に及んでいると考えられる。

特に、以前はほとんど確認されていなかった中島、大三島、弓削島等の島嶼部でも、近年、イノシシの捕獲が報告されるようになっており、生息地域は拡大傾向にある。〔図－2〕



図－2 令和元年度イノシシ捕獲位置

(イ) 生息数の状況

イノシシについては、短期間で大幅な個体数の変動があり、シカで採用されている糞塊密度調査が使えないといった調査手法が十分確立していない点があるものの、他県でも調査実績のある技術を有する民間の調査会社に委託して生息個体数の推定を実施したところ、令和元年度の推定個体数(中央値)は56,459頭と推定された。

(ウ) 捕獲状況

イノシシの捕獲頭数は、平成5年度までは2,000頭を下回っていたが、その後は増加の一途をたどり、平成20年度には10,000頭、平成26年度には20,000頭を超え、それ以降令和2年度には年間30,000頭を超えた。〔図-3〕

また、イノシシは狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲されており、従来、狩猟による捕獲の比率が高かったが、平成23年度以降は有害鳥獣捕獲が狩猟を上回るようになり、令和2年度には79%を占めるようになっている。〔表-2〕

地域別にみると、狩猟、有害鳥獣捕獲ともに南予地域が多く、令和2年度の全体の捕獲頭数は県全体の約53%を占め、そのうち有害鳥獣捕獲は県全体の約61%を占めており、他地域と比較して有害鳥獣捕獲の比率が高い。〔図-4〕

免許別の狩猟による捕獲頭数は、わな猟による捕獲が増加し、平成23年度以降は第一種銃猟を上回り、令和2年度はわな猟4,487頭、第一種銃猟1,836頭となっている。〔図-5〕

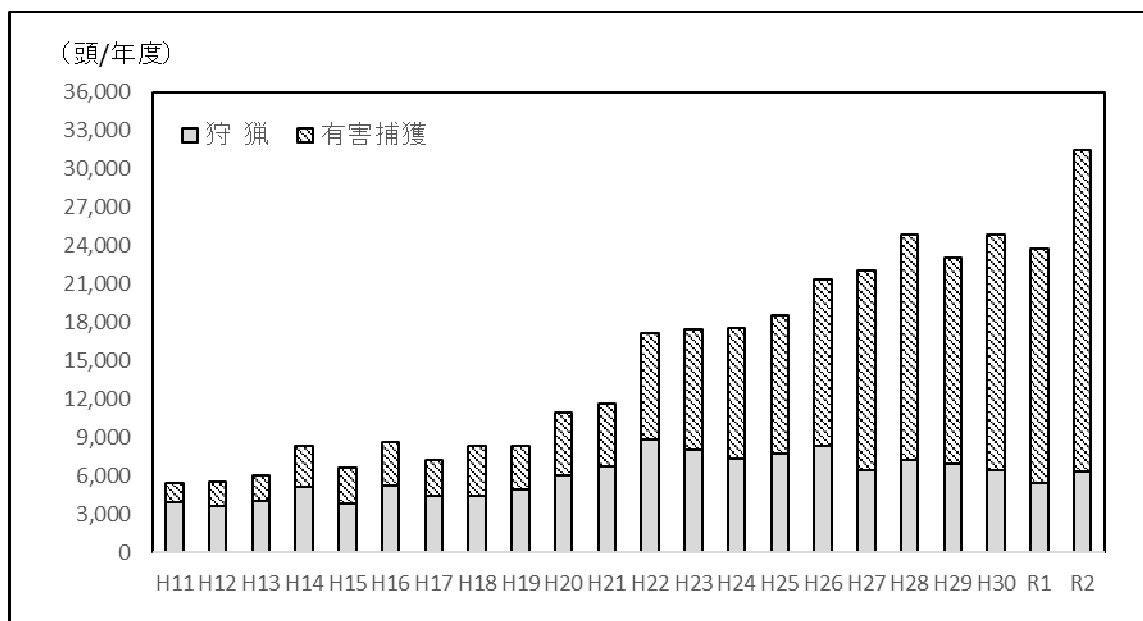
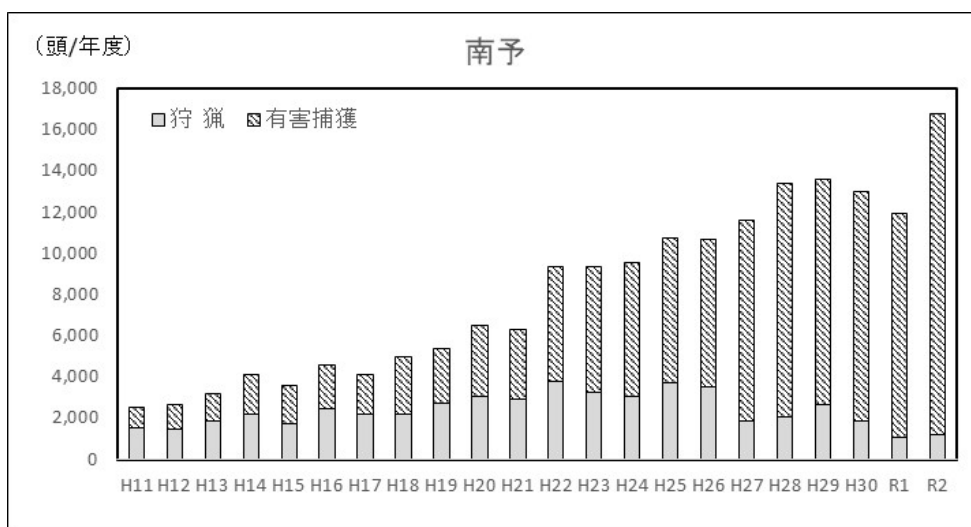
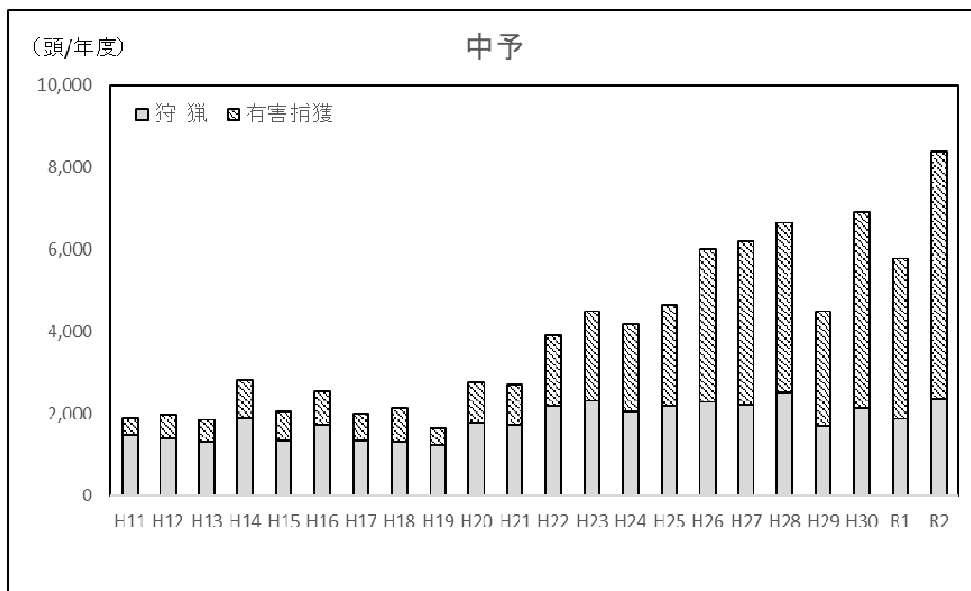
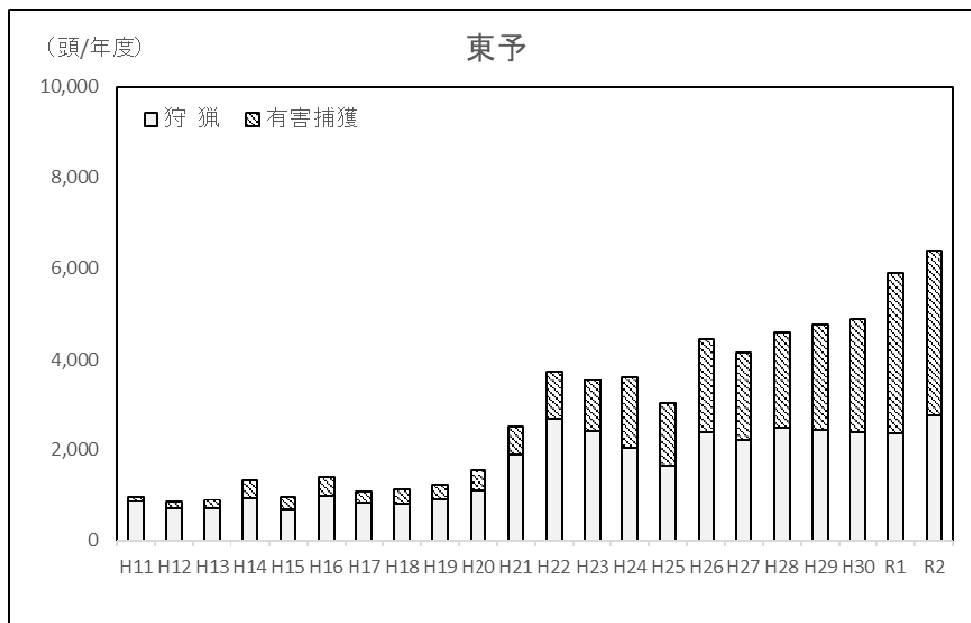


図-3 イノシシ捕獲頭数の推移



愛媛県自然保護課資料

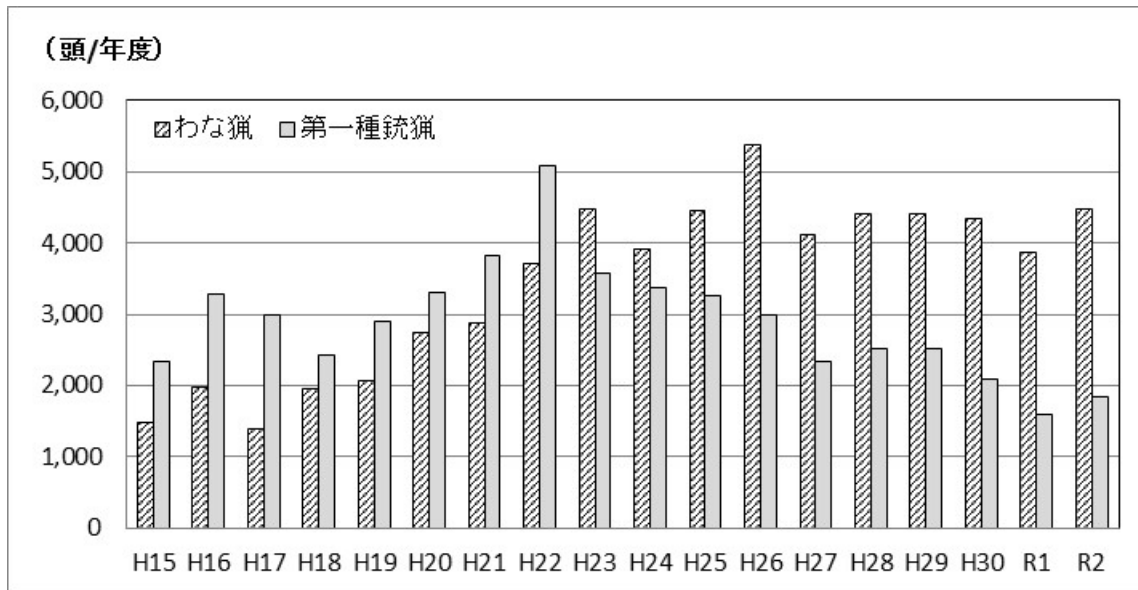
図-4 地域別イノシシ捕獲頭数の推移

表－２ 地域別イノシシ捕獲頭数の推移

(単位：頭/年度)

	年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
県全体	狩猟	3,923	3,610	3,999	5,108	3,829	5,254	4,395	4,400	4,959	6,069	6,696	8,797	8,056	7,293	7,718	8,389	6,462	7,195	6,920	6,433	5,447	6,323
	有害捕獲	1,521	1,911	2,019	3,260	2,854	3,351	2,862	3,948	3,426	4,851	4,944	8,311	9,431	10,212	10,877	12,974	15,635	17,673	16,104	18,460	18,297	25,188
	計	5,444	5,521	6,018	8,368	6,683	8,605	7,257	8,348	8,385	10,920	11,640	17,108	17,487	17,505	18,595	21,363	22,097	24,868	23,024	24,893	23,744	31,511
東予地域	狩猟	858	687	707	943	680	999	818	788	911	1,113	1,908	2,667	2,411	2,050	1,646	2,388	2,226	2,479	2,438	2,393	2,352	2,740
	有害捕獲	109	169	182	398	287	403	273	341	327	429	599	1,062	1,124	1,557	1,374	2,058	1,918	2,102	2,320	2,487	3,533	3,654
	計	967	856	889	1,341	967	1,402	1,091	1,129	1,238	1,542	2,507	3,729	3,535	3,607	3,020	4,446	4,144	4,581	4,758	4,880	5,885	6,394
中予地域	狩猟	1,481	1,387	1,314	1,908	1,343	1,723	1,323	1,308	1,233	1,770	1,719	2,194	2,321	2,043	2,188	2,291	2,217	2,503	1,702	2,128	1,879	2,361
	有害捕獲	425	586	537	905	719	808	677	816	416	993	975	1,715	2,179	2,154	2,461	3,732	3,966	4,160	2,794	4,785	3,900	6,010
	計	1,906	1,973	1,851	2,813	2,062	2,531	2,000	2,124	1,649	2,763	2,694	3,909	4,500	4,197	4,649	6,023	6,183	6,663	4,496	6,913	5,779	8,371
南予地域	狩猟	1,517	1,478	1,862	2,183	1,746	2,436	2,177	2,189	2,706	3,049	2,919	3,801	3,249	3,058	3,732	3,517	1,887	2,072	2,659	1,867	1,085	1,222
	有害捕獲	987	1,156	1,300	1,957	1,848	2,140	1,912	2,791	2,683	3,429	3,370	5,534	6,128	6,501	7,042	7,184	9,751	11,355	10,951	11,143	10,854	15,524
	計	2,504	2,634	3,162	4,140	3,594	4,576	4,089	4,980	5,389	6,478	6,289	9,335	9,377	9,559	10,774	10,701	11,638	13,427	13,610	13,010	11,939	16,746
県外者	狩猟	67	58	116	74	60	96	77	115	109	137	150	135	75	142	152	193	132	197	160	90	141	120

愛媛県自然保護課資料



愛媛県自然保護課資料

図－５ 免許別の狩猟による捕獲頭数の推移

(エ) その他

・イノシシの痕跡密度調査

令和2年11月10日から令和2年11月19日にかけて、県内40ルートを選定して痕跡調査を実施した〔図-6〕。各ルートの調査では、5kmごとに設置された約4～6kmの踏査路を進みながら左右1m以内の痕跡を記録した。記録した痕跡の種類は糞、泥すり及び泥移り、掘り返し、寝屋、足跡、ぬた場の6項目に加えて、踏査中のイノシシの目撃頭数についても記録した。

調査結果は表3の通りである。踏査距離は、最小が3.35km、最大が6.60km、平均は5.19km、40ルートの総踏査距離は207.40kmとなった。発見した痕跡数は合計で1,984であり、1ルートにおける平均は49.6であった。そのうち、最も多く確認された痕跡の種類は、泥すり及び泥移りで1,046、次いで掘り返し数が646であった。指標のうち最も少なかったのは、ぬた場数で25であった。踏査中の目撃数は、合計で31頭であった。

痕跡数及び目撃数の合計を踏査距離で除して算出した1km当たりの痕跡数を図7に示した。1kmあたりの全痕跡合計値（以下「痕跡密度」という）の値が全ルート中最も高かったのは今治市のルート（ルート番号1）で51.2/km、次いで大洲市のルート（ルート番号46）の35.5/kmであった。最も痕跡密度が低かったのは、愛南町のルート（ルート番号38）で0.2/km、次いで四国中央市のルート（ルート番号57）で0.6/kmであった。イノシシの痕跡が確認されなかったメッシュはなかった。痕跡密度が10/km以上の比較的高いメッシュは、東予地域に3メッシュ、中予地域に3メッシュ、南予地域に8メッシュと、南予地域が最も多かった。

また、各地域における痕跡密度の平均を比較し、図8に示した。痕跡密度は、南予地域が最も高く、11.21、次いで中予地区が10.83、東予地区が7.13であった。

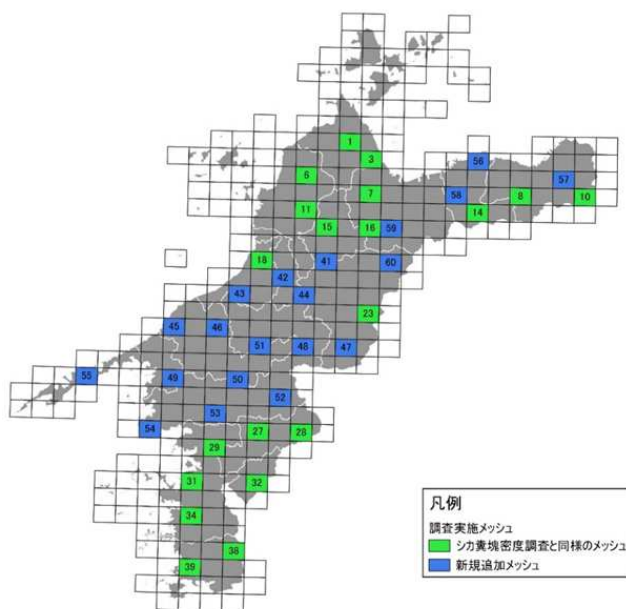


図-6 痕跡密度調査実施を実施したルートが位置するメッシュ

メッシュ内の数字はルート番号を示す

表-3 メッシュ(ルート)ごとのイノシシ痕跡確認数(痕跡項目別)

ルート 番号	メッシュ 番号	調査 距離	糞	泥すり・ 泥移り	掘り 返し	目撃	寝屋	足跡	ぬた場	痕跡 合計	痕跡密度(全 痕跡合計/ km)
1	51320727	5.27	1	204	64	0	1	0	0	270	51.23
3	50337072	4.03	7	82	6	4	1	0	0	100	24.81
6	50327627	6.60	1	37	10	1	0	1	0	50	7.58
7	50336072	6.17	2	33	2	0	0	5	2	44	7.13
8	50336377	5.10	1	5	1	0	0	0	0	7	1.37
10	50336572	5.78	0	3	1	0	0	0	0	4	0.69
11	50326627	6.01	0	25	0	0	0	0	3	28	4.66
14	50336227	5.27	4	5	1	0	0	0	0	10	1.90
15	50325772	5.00	0	4	6	0	0	3	0	13	2.60
16	50335072	5.55	2	17	1	0	0	0	0	20	3.60
18	50324577	5.67	10	128	2	1	0	0	2	143	25.22
23	50333022	6.26	1	0	3	0	1	0	0	5	0.80
27	49327577	5.73	0	33	16	0	0	1	2	52	9.08
28	49327677	6.13	2	1	19	0	1	0	1	24	3.92
29	49327427	5.58	0	4	1	0	0	1	0	6	1.08
31	49326422	5.38	0	34	47	0	1	17	3	102	18.96
32	49326527	6.51	0	3	2	0	0	0	0	5	0.77
34	49325422	6.43	2	0	4	0	1	0	1	8	1.24
38	49324522	6.51	0	1	0	0	0	0	0	1	0.15
39	49323472	5.99	0	2	15	0	0	0	2	19	3.17
41	50324772	4.69	0	0	4	0	0	0	0	4	0.85
42	50324622	4.17	0	19	3	0	0	0	0	22	5.28
43	50323572	5.05	2	11	1	1	0	0	0	15	2.97
44	50323677	4.71	2	41	34	0	0	0	0	77	16.35
45	50322377	4.53	8	30	0	0	0	1	0	39	8.61
46	50322477	5.55	1	79	97	4	12	1	3	197	35.50
47	50322727	4.37	0	1	4	0	3	0	0	8	1.83
48	50322627	3.35	0	3	3	0	1	0	0	7	2.09
49	50321327	4.30	1	27	10	0	1	0	0	39	9.07
50	50321522	4.64	1	28	30	0	0	4	1	64	13.79
51	50322527	4.36	3	26	33	0	0	0	0	62	14.22
52	50320672	4.72	1	11	34	2	0	2	0	50	10.59
53	50320427	4.59	11	6	12	0	6	19	1	55	11.98
54	49327372	4.17	0	26	51	15	39	8	1	140	33.57
55	50321127	4.62	20	37	47	2	2	3	0	111	24.03
56	50337277	4.50	6	19	35	0	1	0	0	61	13.56
57	50337427	5.45	0	2	0	0	1	0	0	3	0.55
58	50336272	4.31	1	3	30	0	1	2	2	39	9.05
59	50335077	5.32	3	8	13	1	2	0	1	28	5.26
60	50334077	5.05	0	48	4	0	0	0	0	52	10.30
合計		207.40	93	1,046	646	31	75	68	25	1,984	9.57
平均		5.19	2.33	26.15	16.15	0.78	1.88	1.70	0.63	49.6	9.99

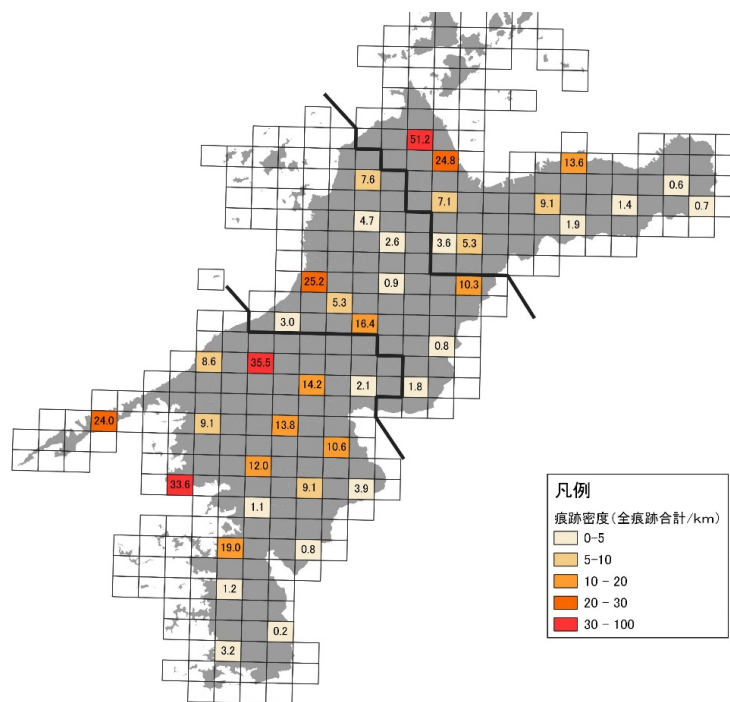


図-7 メッシュごとの痕跡密度（痕跡数/km）

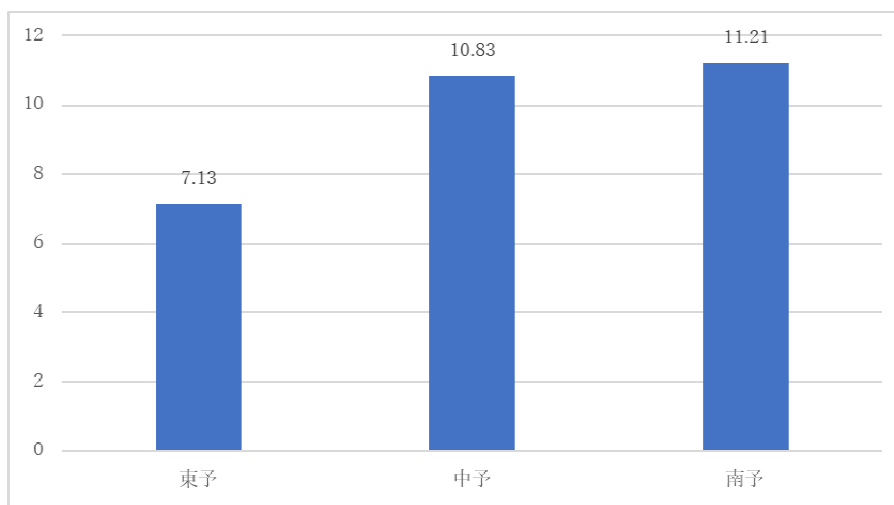


図-8 各地域における痕跡密度（平均）の比較

ウ 被害及び被害防除状況

(ア) 被害状況

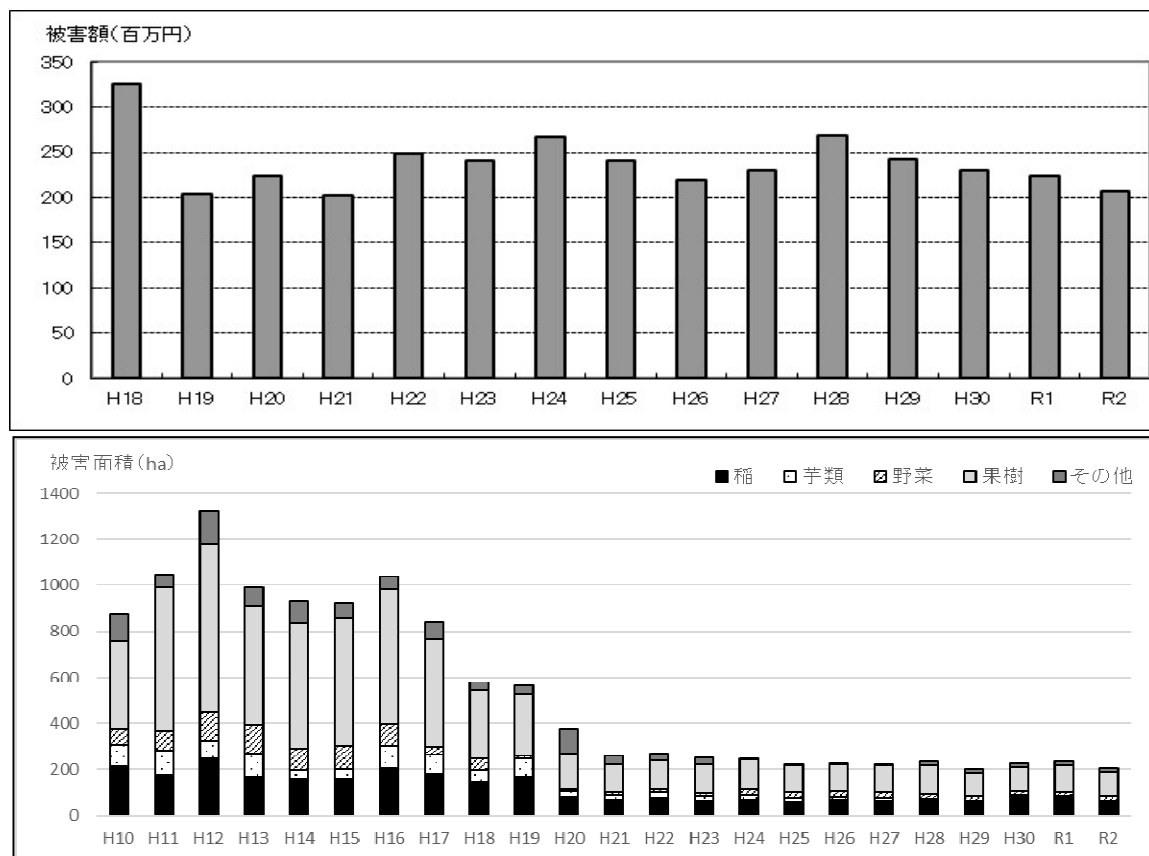
イノシシによる農作物の被害状況は、平成5年度には約1億円であったが年々被害額が増加し、令和2年度には約2億1千万円とここ数年は高止まりの状況が続いている。

また、被害面積をみると、平成5年の約400haから平成12年度には約1,300haに達したが、それ以降は減少傾向にあり、令和2年度には約206haとなっている(表-4、図-9)。

表－４ イノシシによる農林作物等の被害額の推移

単位：千円

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
イノシシ	326,018	203,076	224,357	201,746	248,884	240,904	267,420	241,360	219,659	229,369	267,955	242,565	229,537	224,354	207,414
獣害全体	375,086	249,911	272,556	255,088	312,439	299,042	322,799	299,061	279,581	299,398	343,705	335,625	315,558	314,122	293,376
イノシシ被害額(百万円)	326	203	224	202	249	241	267	241	220	229	268	243	230	224	207



図－９ イノシシによる農林作物等の被害額・被害面積の推移

(イ) 被害防除状況

被害防除については、イノシシが農地に侵入することを防除するための鉄筋・金網柵、電気柵、捕獲活動に必要な資材（箱わな等）購入を支援するほか、藪の刈り払いや放任果樹の撤去等、鳥獣害を受けにくい集落ぐるみの被害対策を普及し、農業被害防除対策の推進を図っている。〔表－５〕

表－５ 被害防除の支援状況

【国補事業】

(単位:ha、基)

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	計 (H23～R2)
鉄筋・金網柵	208.5	313.4	232.8	416.4	376.9	184.5	172.3	135.0	78.5	96.8	2,215.1
電気柵	22.0	15.0	8.7	6.3	0.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	56.6
箱わな・囲いわな	229	205	186	146	95	161	152	158	176	170	1,678

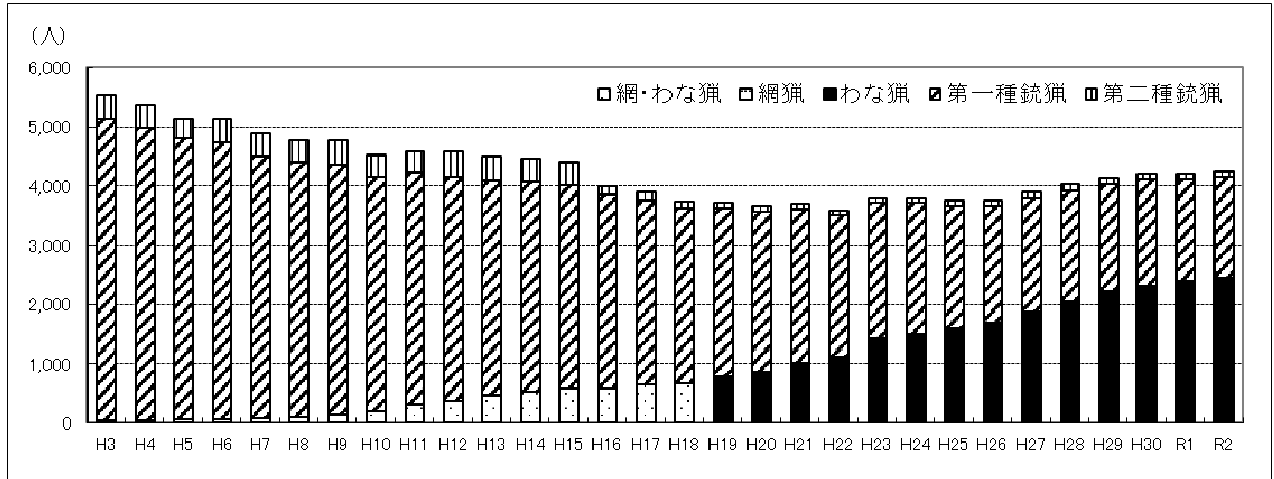
【県単事業】

(単位:ha、基)

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	計 (H23～R2)
鉄筋・金網柵	19.3	43.5	79.3	61.4	63.1	72.6	120.7	44.0	71.4	29.0	604.3
電気柵	50.4	70.6	57.3	47.5	17.3	21.5	66.8	16.0	29.8	15.9	393.1
箱わな・囲いわな	4	2	0	2	1	9	4	0	0	4	26

エ 狩猟者登録数

県内の狩猟者登録数は、基本的には減少傾向にあるものの、平成 17 年度に 4 千人を割って以降はほぼ横ばいで推移していたが、第一種銃猟が減少する一方で、わな猟が増加しており、平成 28 年度には 4 千人台に回復した。それ以降はほぼ横ばいの状態が続いているが、令和 2 年度をみると、わな猟の割合が全体の約 57% となっている。〔図-10〕



愛媛県自然保護課資料

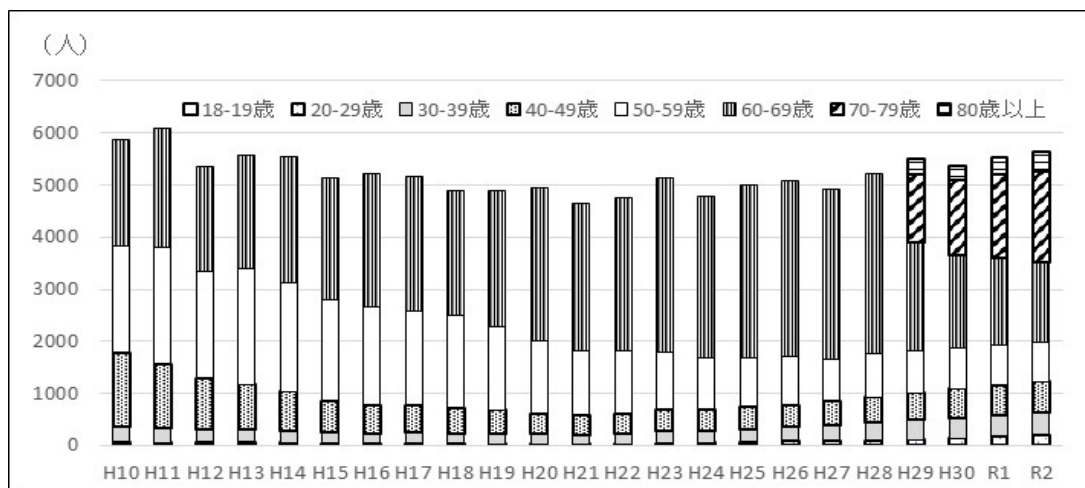
図-10 免許種別狩猟者登録数の推移

県内の狩猟免許所有者数は、昭和 53 年の 11,540 人をピークに減少傾向となり、令和 2 年度は 5,543 人となっている〔図-11〕。

年齢別構成の経年変化を見ると、昭和 50 年代の後半から急速に 20 歳代の若年層が減少し、平成になると 20 歳代の占める割合は約 1% と極めて低く、同時に 30 歳代の人口も減り始め、平成 16 年度以降は、登録者の 82% 超を 50 歳以上が占めるようになるなど、若年の免許取得者の減少に伴う高齢化が顕著となっている。

野生鳥獣の保護管理や有害鳥獣の主要な担い手である狩猟者の育成・確保は重要な課題であり、今後ともその育成・確保に努める必要がある。

なお、平成 26 年度に一部改正された鳥獣保護管理法において、平成 27 年度からは、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられた。本県では、平成 28 年度に 18 歳の高校生等 3 人、平成 30 年度に 1 人が取得したほか、令和元年度には県内の獣医学部の大学生等 9 人が取得した。



愛媛県自然保護課資料

図-11 年齢別狩猟免許所有者数(延べ)の推移

(2) 管理の目標

ア 管理区分

管理の単位は地域個体群で行うのが基本であるが、イノシシの場合には県内の分布が連続しており、地域個体群管理は保護管理上あまり重要ではないと考えられる。また、地域区分による捕獲や被害状況の既存情報が不足していることから、本計画では地域区分は設定しない。

なお、今後、イノシシの捕獲頭数及び被害の動向などの十分な地域情報が得られた段階で、地域区分の設定を検討することとする。

イ 管理目標

対症療法的な有害鳥獣捕獲による捕獲ではなく、捕獲頭数と被害状況をモニタリングしながら計画的に捕獲する捕獲管理システムを確立し、併せて被害防除対策を推進することにより、農林作物等の被害を低減させながら、自然環境とバランスのとれた形でイノシシの個体数管理を行う。

しかし、現状では県内におけるイノシシの生息密度や個体数推定のデータの蓄積は少ないことから、農林作物等被害を管理目標の指標とするとともに、**当面の管理目標として、被害が急増する以前の水準まで農林作物等被害を抑えることとし、引き続き「被害額を平成5年度のレベルに抑える。」とする。**

なお、モニタリング結果により、必要に応じて見直しを行うこととする。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

計画的な管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価、施策の見直しを繰り返し行って、長期的に取り組むことが必要である。

そのため、モニタリングによりイノシシの生息数の指標となる捕獲頭数と被害額の正確な情報を一体化して把握するとともに、各種施策による農林作物等被害軽減効果の評価を行い、次年度以降の各施策や次期計画に反映させることとする。〔図-12〕

また、目標の達成状況の評価のために用いる指標は、生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害状況等を示すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。

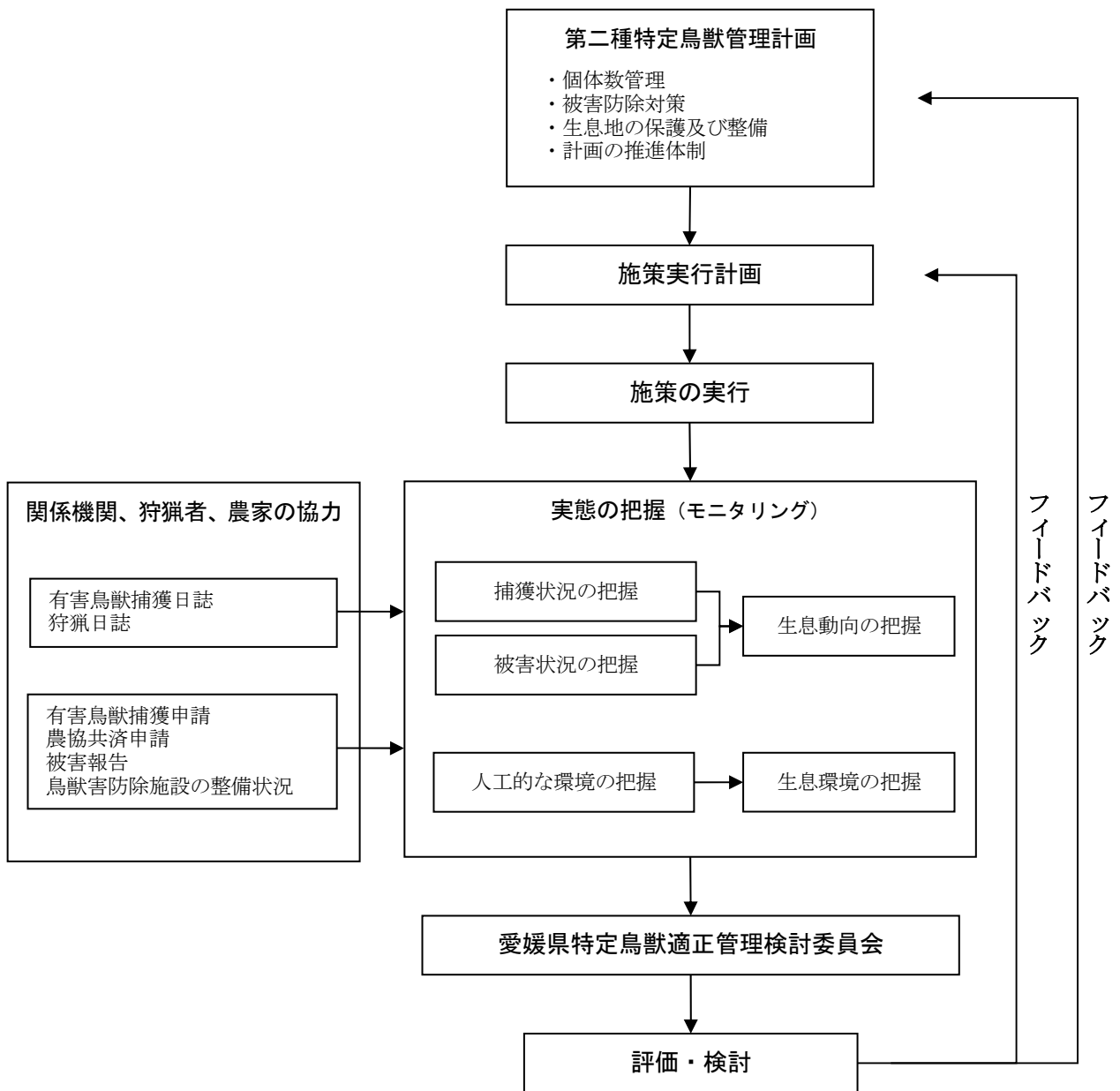


図-12 イノシシ適正管理のフロー

6 数の調整に関する事項

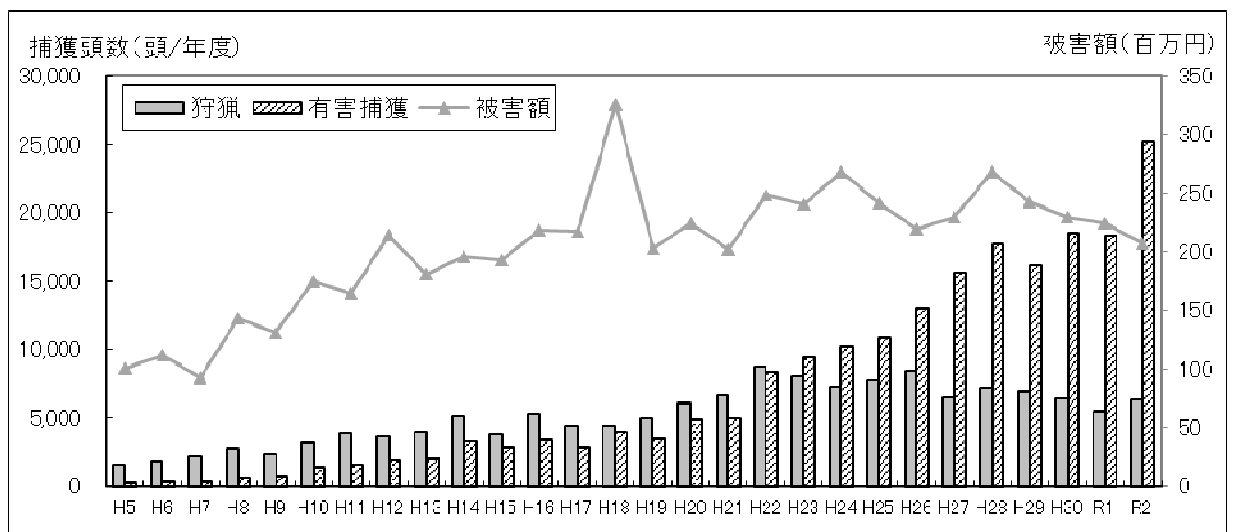
(1) 個体数管理

平成5年度以降の捕獲頭数と被害状況の推移では、捕獲頭数は、有害鳥獣捕獲頭数の増加に伴い全体に増加傾向にあり、平成29年度から令和2年度までに捕獲頭数は概ね1.4倍に増加している。その間、被害額は、約14%減少しているものの、依然高止まりの状況となっている。〔図-13、表-6〕

管理目標の「被害額を平成5年度のレベルに抑える。」ためには、引き続き、強力な捕獲圧を加えることが必要である。

そのため、本計画期間中においては、引き続き狩猟期間を延長するなどして捕獲圧を強化するとともに、被害発生状況に応じた有害鳥獣捕獲の強化を実施することにより、**第4次計画の捕獲目標頭数30,000頭の1.1倍である年間33,000頭を目標に捕獲に努める**こととする。

なお、目標捕獲頭数については、モニタリング調査結果に基づき必要に応じて見直すこととする。



捕獲頭数：愛媛県自然保護課資料
被害額：愛媛県農産園芸課資料

図-13 イノシシの捕獲頭数と被害額の推移

表－6 イノシシの捕獲頭数と被害額の推移

年度	被害額 (千円)	捕獲頭数(頭)			
		狩猟	有害捕獲	計	伸び率
H5	101,000	1,574	276	1,850	0.94
H6	112,014	1,807	328	2,135	1.15
H7	92,752	2,153	341	2,494	1.17
H8	143,631	2,785	611	3,396	1.36
H9	131,056	2,342	636	2,978	0.88
H10	175,000	3,235	1,343	4,578	1.54
H11	164,184	3,923	1,521	5,444	1.19
H12	213,667	3,610	1,911	5,521	1.01
H13	180,751	3,999	2,019	6,018	1.09
H14	195,785	5,108	3,260	8,368	1.39
H15	192,729	3,829	2,854	6,683	0.80
H16	218,132	5,254	3,351	8,605	1.29
H17	216,987	4,395	2,862	7,257	0.84
H18	326,018	4,400	3,948	8,348	1.15
H19	203,076	4,959	3,426	8,385	1.00
H20	224,357	6,069	4,851	10,920	1.30
H21	201,746	6,696	4,944	11,640	1.07
H22	248,884	8,797	8,311	17,108	1.47
H23	240,904	8,056	9,431	17,487	1.02
H24	267,420	7,293	10,212	17,505	1.00
H25	241,360	7,718	10,877	18,595	1.06
H26	219,659	8,389	12,974	21,363	1.15
H27	229,369	6,462	15,608	22,070	1.03
H28	267,955	7,195	17,673	24,868	1.11
H29	242,565	6,920	16,104	23,024	0.93
H30	229,537	6,433	18,460	24,893	1.08
R1	224,354	5,447	18,327	23,774	0.96
R2	207,414	6,323	25,188	31,559	1.33

捕獲頭数：愛媛県自然保護課資料
被害額：愛媛県農産園芸課資料

(2) 個体数管理の方法

ア 狩猟期間の延長

県内全域の捕獲圧を高め、目標捕獲頭数を達成するために、法令で定められている狩猟期間 11 月 15 日から 2 月 15 日までを 11 月 1 日から 3 月 15 日まで延長する。

イ 休猟区における狩猟の特例制度の活用

県内の休猟区の全部又は一部についてイノシシに関して捕獲等を行うことができる区域を指定し、本計画の効果的・効率的な目標達成を図る。

ウ 狩猟における禁止猟法の一部解除

イノシシについては、輪の直径が 12cm を超えるくくりわなによる狩猟を認める。

エ 箱わなの奨励

狩猟者の高齢化が進む中で、銃猟による捕獲は次第に困難になりつつあること、被害が大きい人里近くの耕作地に出没するイノシシの銃猟による捕獲は危険が高まることから、農業者による自衛のためのわな猟免許の取得を推進し、補助金による助成を含め、箱わなによる捕獲を奨励するとともに捕獲技術の向上を図る。

オ 効果的・効率的な捕獲手法の導入の奨励

農林作物被害額が高い水準で推移する中で、被害軽減を進めるために効果的で強い捕獲圧を加える工夫が必要かつ重要であることから、複数頭のイノシシを捕獲できる大型囲いわなや遠隔監視装置等の新たな捕獲手法の実証を行い、効果等が確認された効果的・効率的な捕獲手法の導入を奨励するとともに、集落による捕獲体制の構築を図る。

カ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

本計画の目標を達成するにあたって、必要に応じ、既存の捕獲等事業に加えて、重点的に管理する地域において、県が認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し捕獲等事業を実施する。

なお、事業実施の目的、実施期間、実施区域、事業の目標等については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）に定めることとする。

キ 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・支援

鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、引き続きその育成・確保を進めていくことが重要であり、講習会等の開催や、「認定鳥獣捕獲等事業者制度」をホームページ等により広く周知するなど、引き続き認定鳥獣捕獲等事業者の育成及び確保に努めるものとする。

ク 将来を担う若手狩猟者の確保・育成

鳥獣の保護及び管理の担い手である狩猟者の育成及び確保は重要な課題であることから、狩猟者団体等の協力も得て、その実態を詳細に把握するとともに、狩猟者減少防止策のみならず、減少に歯止めをかけ増加に転じる策等を検討し、有効な対策を講じるものとする。そのため、銃猟を始めとした狩猟免許取得促進のための取組を継続することに加え、捕獲技術の向上を図り、継承していくための仕組みづくりと捕獲事業等に取り組む事業者の負担軽減が重要である。この問題に対処するため、狩猟に関するシンポジウム等を開催して情報発信や情報提供を行い、狩猟者のみならず一般県民等に対して広く普及啓発を行う。また、効率的な捕獲情報の収集やその電子化を行うことで、狩猟者の負担軽減や情報共有を図る。

ケ 生息・捕獲等情報の収集及び活用

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価するよう努めるものとする。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

7 生息地の保護及び整備に関する事項

人による生産活動とイノシシの生息場所の棲み分けができる環境づくりという観点から、鳥獣保護区等の適切な指定や管理などについても、生息状況に応じた適切な対応に努める。

また、被害の多い中山間地域においては、耕作放棄地や周辺の山林の管理不足がイノシシの餌場や隠れ場として生息に適した環境を提供していると考えられることから、中山間地域振興施策等関連施策との連携を図りながら、耕作放棄地の管理や竹資源の利用促進による竹林の適正な管理など、耕作地周辺の被害要因の排除に努めるよう地域住民への啓発を行う。

これらについては、県、市町及びJ A等関係機関が相互に連携協力して取り組むこととする。

なお、休猟区等の指定にあたっては、イノシシの極端な増加要因とならないよう、農林作物等の被害状況等に応じ、地域の実情にあった指定を行う。

8 その他管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

野生鳥獣による農林作物等被害を軽減させるには、効果的な捕獲により個体数を調整するだけでなく、集落への侵入を防ぐことが極めて重要である。このため、未収穫作物等の除去や農地周辺の草刈など、有害鳥獣を呼び込まない集落環境の整備や、金網柵、電気柵、防獣ネット等の設置など、有害鳥獣を侵入させないための被害防除施設の整備を積極的に推進し、集落ぐるみで取り組む鳥獣被害防除対策の普及に努める。また、研究機関等で開発された効果的な被害防除方法について、県内で実証を行って効果が確認できた技術の普及を図るとともに、県、市町、J A等の指導者に対し、研修会等を通じて適切な被害防除対策の普及に努める。

なお、これらの推進にあたっては、各種補助制度の積極的な導入を図るとともに、助成について情報の提供に努める。

(2) モニタリング等の調査研究

本計画を実効性の高いものとするためには、モニタリング調査等により、その生息分布、捕獲頭数・捕獲場所、被害発生場所・被害規模等の情報を収集し、その結果を客観的に評価し、保護管理へ反映することが重要である。

このため、以下のモニタリング等の調査研究を実施する。

ア 狩猟による捕獲頭数等の把握

狩猟期間の捕獲実態を把握するため、毎年、猟友会の協力を得て狩猟実態調査を実施する。

出猟カレンダーを県猟友会の各支部に配布し、出猟月日、捕獲方法、出猟場所、従事者数、出合数、捕獲頭数等の調査を行う。

イ 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数等の把握

有害鳥獣捕獲による捕獲実態を把握するため、毎年、市町・捕獲隊(者)の協力を得て有害鳥獣捕獲実態調査を実施する。

有害鳥獣捕獲日誌を各市町を通じて配布し、出動月日、捕獲方法、捕獲場所、捕獲従事者数、出合数、捕獲頭数、個体の性別等の状況調査を行う。

ウ 農林作物等被害状況の把握

生息数の推移をみる1つの指標である農林作物等被害の状況について、毎年、県関係機関、市町、JA、農業共済組合等の協力を得て、被害発生場所、被害作物、被害規模等の調査を行う。

エ 被害防除状況の調査

市町の協力を得て被害防除状況について場所、規模、種類等の調査を行う。

オ モニタリング情報のデータベース化

モニタリングで得られた捕獲や被害の位置に関する情報は、イノシシの生息分布を把握するための基礎資料として重要である。収集された情報を集積・管理し、定量的に整理・解析するためのデータベースの構築について検討を行う。

(3) 資源としての有効利用

イノシシは、昔から貴重な狩猟資源として肉や毛皮等が利用されてきたが、捕獲頭数の更なる増加を図るうえで食肉加工等の取組はますます重要となることから、今後は、イノシシ肉加工等の取組を促進し、資源としての有効利用を図る。また、イノシシ肉加工品の安全性と安定的な供給を確保するための必要な情報を提供するほか、捕獲個体の適切かつ円滑な処理を図るための施設整備等を促進する。

(4) 計画の推進体制

ア 愛媛県特定鳥獣適正管理検討委員会

専門的な見地により、本計画の実施状況、モニタリング調査等の調査結果の分析・評価を行うとともに改善点や計画の見直しについて検討を行う「愛媛県特定鳥獣適正管理検討委員会」を引き続き設置する。

イ 関係機関等の連携・協力

本計画の推進にあたっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠である。そのため、県及び市町の行政機関、猟友会、JA等の関係機関が相互に連携・協力して各施策を推進する。

また、本計画の広域的かつ効果的な推進を図るため、「愛媛県鳥獣害防止対策推進会議」、「愛媛県鳥獣害防止対策班」、「地区鳥獣害防止対策協議会」において県レベル、地域レベルで各施策を総合的に検討、実施するとともに、「四国地域野生鳥獣対策ネットワーク」との連携を図り、隣接県との情報交換や連絡調整による適切な対策を検討するものとする。

ウ 捕獲実施体制の整備

目標捕獲頭数の達成に向けて、捕獲圧を強化するため、各種講座を通じて狩猟免許の取得を促進し、農業者や地域の指導者等の捕獲技術を向上させる技術研修会等により捕獲技術の向上を図り、狩猟者の人材育成を推進する。

これに加えて、有害鳥獣捕獲にあたっては、捕獲隊等の組織化を促進し、計画的な捕獲に努めるものとする。〔図-14〕

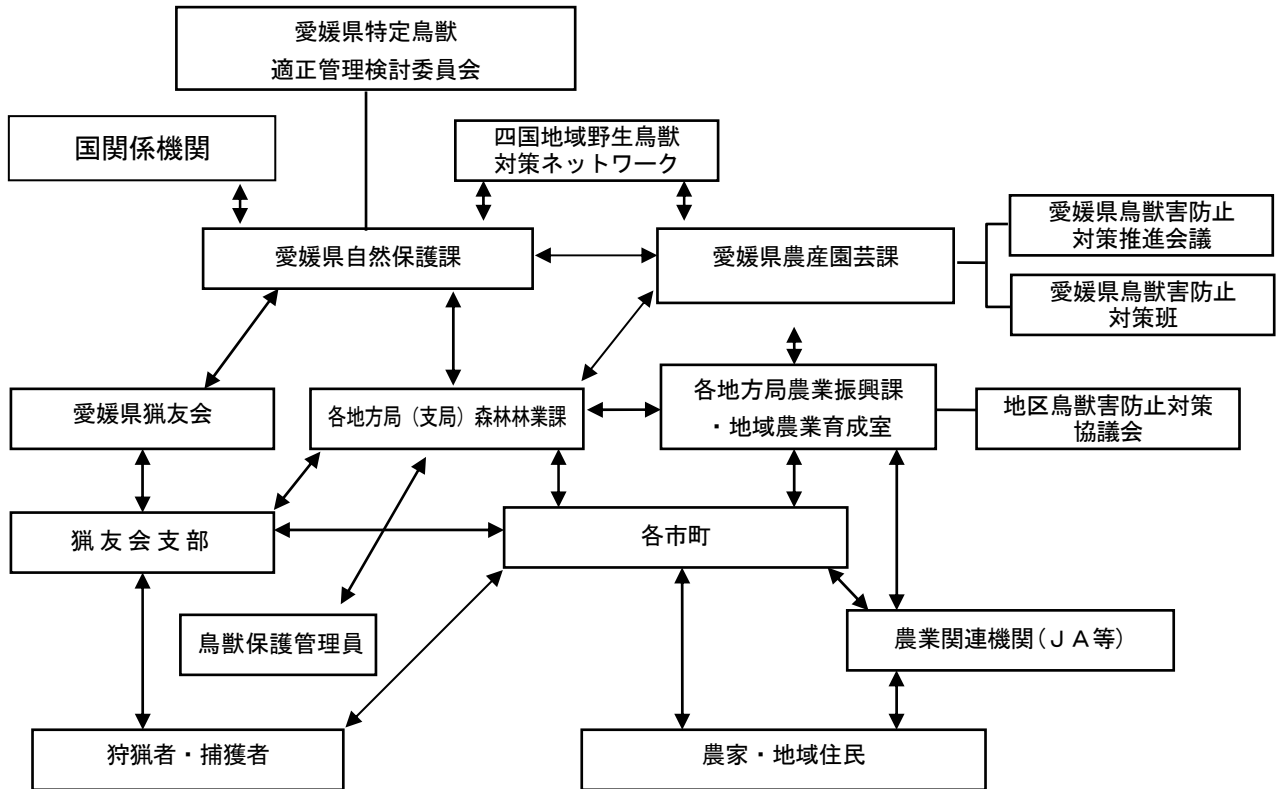


図-14 推進体制